

第206回板橋区都市計画審議会

令和8年3月26日（木）

11階第一委員会室

I 出席委員

河島 均	宇於崎 勝也	佐藤 伸朗
藤井 さやか	田中しゅんすけ	川口 雅敏
実正 やすゆき	おばた 健太郎	小柳 しげる
小日向 克昭	笠原 弘	中尾 美佐男
鈴木 清人	山本 諭	根来 千秋

II 出席幹事

区 長	副 区 長	都市整備部長
政策経営部長	産業経済部長	資源環境部長
まちづくり推進室 長	土木部長	

III 出席課長

都市計画課長	政策企画課長	産業振興課長
環境政策課長	土木計画・交通安全課長	公園整備担当課長
建築指導課長	建築安全課長	住宅政策課長

IV 議 事

○第206回板橋区都市計画審議会

開会宣言

議 事

<付議> 1 板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について

資料 1

<報告> 1 第205回板橋区都市計画審議会報告事項「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画」について
資料 2

閉会宣言

V 配付資料

I 事前送付

1. 議事日程
2. 【資料1-1】議案第243号 板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について
【資料1-2】議案第243号 板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）
【資料1-3】議案第243号 板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について
【資料1-4】議案第243号 板橋区都市づくりビジョン（第四次都市計画マスタープラン）の概要について
【資料1-5】議案第243号 板橋区都市づくりビジョン改定案に対するパブリックコメントと区の考え方
3. 【資料2-1】報告事項1 第205回板橋区都市計画審議会報告事項「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画」について

II 机上配付

1. 板橋区都市計画図
2. 板橋区用途地域図
3. 板橋区都市計画審議会委員名簿
4. 板橋区都市計画審議会出席幹事等名簿
5. 座席表

III 閲覧資料

1. 板橋区基本構想
2. 板橋区都市づくりビジョン
3. 板橋区の都市計画

午後1時57分開会

○都市整備部長 皆様、こんにちは。本日は御多忙のところ板橋区都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の冒頭の進行役を務めさせていただきます都市整備部長の内池でございます。どうぞよろしく願います。

まず初めに、坂本区長から御挨拶を申し上げます。

それでは、坂本区長、よろしく願います。

○坂本区長 皆様、こんにちは。今日は、大変年度末の御多忙の中を板橋区都市計画審議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には区政各般にわたりまして御指導を賜り、誠にありがとうございます。

今日は、付議案件が1件、報告案件が1件となっております。

議案といたしましては、「板橋区都市づくりビジョンの策定について」、本日答申をいただきたく存じます。

また、「第205回板橋区都市計画審議会報告事項「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画」について」を報告を申し上げます。

なお、学識経験者委員、区議会議員委員、区民委員の皆さんにおかれましては、来る3月31日をもって2年間の任期が満了となります。任期中、貴重な御意見と御助言を賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

では、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○都市整備部長 ありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、坂本区長は公務の都合がございましたので、これで退席させていただきます。

[坂本区長退席]

○都市整備部長 引き続きまして、事務局より連絡がございます。

○都市計画課長 都市計画課長の伊東でございます。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料は、事前に送付させていただいたものと、本日、机上に配付させていた

だいたいのものと2種類ございます。

事前に送付させていただいたものは、議事日程、資料1-1から1-5まで、資料2-1となっております。

そのほかの資料といたしまして、板橋区都市計画図、用途地域図、都市計画審議会委員名簿、都市計画審議会出席幹事等名簿、座席表が本日机上に配付させていただいております。板橋区都市計画図及び用途地域図につきましては、必要に応じてお持ち帰りいただければと存じます。

また、参考資料といたしまして、板橋区基本構想、板橋区都市づくりビジョン、板橋区の都市計画が一つのつづりになってございます。こちらも机上に置かせていただいております。こちらは閲覧用となっておりますので、お帰りの際は机上に置いたままをお願いいたします。

お手元の資料を御確認いただき、不足等がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、本審議会の公開について御説明いたします。

本審議会は、本審議会条例施行規則第3条第1項に基づき、公開となっております。

審議内容につきましては、発言委員の氏名、発言内容、本日の資料、議事録及び委員名簿を公開させていただいております。

本日の資料と議事録につきましては、後日、図書館等で文書にて公開し、また、ホームページでも御紹介させていただく予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今日、傍聴人はいらっしゃらない状況でございますので、審議会の進行のほうを会長をお願いいたします。

○議長 ただいまから第206回板橋区都市計画審議会を開始いたします。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

まず、事務局より出席委員数の報告をお願いします。

○都市計画課長 本日は、委員数23名のところ、現在の出席委員数は15名でございまして、開会に必要な委員の2分の1以上の御出席をいただいております。会議は有効に成立いたします。

○議長 本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきますと存じます。

藤井委員にお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第243号「板橋区都市づくりビジョンの策定について」を議題といたします。

それでは、所管課より付議文の紹介、策定内容の御説明をお願いします。

○都市計画課長 都市計画課長、伊東でございます。引き続きよろしく申し上げます。

資料1-1、議案第243号を御覧ください。付議文でございます。

令和8年3月26日付けにて東京都板橋区長坂本健から東京都板橋区都市計画審議会へ付議するものです。

「板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について

理由 社会情勢の変化等により、都市計画の基本的な方針の将来像等を見直す必要が生じたため変更する。」

初めに、本議案を都市計画審議会に付議する法令上の位置づけについて御説明いたします。

板橋区都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に定めます区市町村の都市計画に関する基本的な方針に当たります。都市計画法では、変更にあたって都市計画審議会の議を経ることまでは求められておりません。しかしながら板橋区は、東京都板橋区都市づくり推進条例第10条に、変更にあたっては都市計画審議会の議を経なければならないと変更手続を定めているため、本日お諮りするものでございます。

続きまして、資料1-3を御覧ください。A4のものが2枚ほどついているものでございます。

板橋区都市づくりビジョンの策定についてでございます。

項番1「策定の主旨」といたしましては、板橋区都市づくりビジョン（第三次）を策定した平成30年3月からの社会経済情勢の変化へ対応し、次期板橋区基本構想・基本計画と改定時期を合わせ、区の都市づくりの総合的な方針として地域特性を活かした持続可能なまちづくりを実現する計画となるよう見直し

を行ったものでございます。

項番2でございます。案について。

案の全文については、資料1-2となります。厚いものがあると思うのですが、そちらが資料1-2になります。本日は、資料1-4、A3のカラー刷りのものでございます。案の概要を中心に御説明させていただきますが、資料1-2も併せて御覧ください。

それでは、資料1-4、A3の横の資料を御覧ください。計画の概要をまとめております。

第1章は、「板橋区の都市を知る」として、イラストや写真で板橋区の現状の魅力や強みをお示しする章としておりまして、区民の皆さんにまちづくりの進展による板橋区の未来への期待感をお伝えできるよう工夫しております。

また、今回、改定の主旨といたしましては、予測困難な時代における持続可能な都市の実現のため、「地域の価値を最大化する『板橋都市デザイン』」の考え方を共通認識とし、『都市空間』だけでなく『都市活動』を総合的・統一的に捉えた協働の都市づくりを進めていくこと、地域資源や公共空間、公共施設などを最大限に活用し、身近な生活圏の豊かさを形成していくこと、区や区民等、事業者などの多様な主体が未来の“板橋”を思い描き、協働の都市づくりを実践していく取組を全区的に波及させていくことについて示しております。

第2章では、「板橋区都市づくりビジョンの役割・改定背景」について記載してございます。

次期計画の計画期間は、令和8年度からおおむね10年後を想定した板橋区基本構想の改定までとし、長期的にはおおむね20年後を見据えたものとしております。

第3章では、「めざす都市の姿」について記載してございます。

本計画では、上位計画である板橋区基本構想が目指す将来像、「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち“板橋”」を掲げております。右上のほうになりますが、(2)では、将来像を踏まえ、目指すべき3つの都市像を設定しております。あらゆる都市活動を支える安心・安全な都市の姿を都市像の主軸といたしまして、未来に引き継ぐ、環境に優しく身近な生活圏を豊かにする都市の姿や、地域を彩る資源を活かしたブランドを創造する都市の姿を見据え、都市

づくりに取り組むことを示しております。

(3)では、予測困難な時代において持続可能な区政を実現するため、多様な主体との連携強化や社会潮流の変化を見極め、進化するデジタル技術の活用を見据え、都市づくりの効果を全区的に最大化を図るため、地域の価値を最大化する板橋都市デザインを定義しております。都市空間と都市活動を総合的に捉えて取り組む考え方とし、この考え方に基づき本計画の各章を構成しております。

(4)の将来都市構造・土地利用の活用の方針におきましては、将来、3つの都市像の実現に向け、都市の骨格である将来都市構造と地域ごとの土地利用の方向性を示す土地利用方針を示しております。

裏面にいかせていただきます。

第4章では、板橋区全域に関わる都市づくりの方針を分野別に示しております。

都市デザインを軸に、グリーンインフラ、道路・交通、住環境・くらし、安心安全の分野で都市空間整備の方針を構成するとともに、引継ぐ都市、彩る都市、支える都市の3つの都市像を見据えたまちの姿を示しています。また、板橋区基本構想2035の防災・危機管理分野、産業分野、環境分野をはじめとする8つの分野との連携についても記載しています。

右上のほうへいきまして、第5章では8つの「エリア別都市づくりの方針」でございます。

エリア別都市づくりの方針では、各エリアの特徴から多様な価値・魅力を創造し、各エリアの課題に対応したきめ細やかな都市づくりを実現するための方針を定めております。

第6章は、「都市デザインの推進に向けて」でございます。

板橋区、区民、事業者などの多様な主体が本計画の将来像、3つの都市像を共有し、地域の価値を最大化する板橋都市デザインの考え方を共通認識とすることで、協働の都市づくりに取り組む大きな力を育ててまいりたいと考えております。板橋都市デザインの推進に向けては、既に板橋区や地域で進められている取組を都市デザインモデルとしてお示しし、多様な主体の未来への期待感や都市づくりへの機運醸成を図ります。また、板橋区が公共施設の整備などを

通じまして先導的に取り組むことで、民間事業者だけではなく区民や国、東京都との協働をめざします。

資料1－5を御覧ください。A4で5、6枚あるものでございます。

改定案について、令和7年11月にパブリックコメントと住民説明会を実施しております。パブリックコメントの募集期間は、令和7年11月8日から28日までの21日間でございます。15名から33件の御意見をいただいております。区への御意見といたしましては、移動しやすい交通環境整備や水害対策への要望、小竹向原駅周辺のまちづくりの要望、高島平の都市再生、グリーンインフラの必要性など御意見等をいただきました。また、住民説明会のほうも同じく11月に計12回実施いたしまして、延べ100名近い方に御参加いただきました。東武東上線の立体化推進、公共施設の適正化配置、自転車の交通環境、まちにベンチが少ないなど、そういう個別の意見ですとか、あと、公共空間の充実、歩きやすい環境整備、まちづくりと文化の必要性、防災防犯体制など御要望等がございました。

これらの御意見を踏まえまして、文言を修正いたしまして策定してございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員 よろしく申し上げます。資料1－2の207ページの四角の4番、2つ目の矢印のところで、子ども・若者などの人材育成とあります。また、資料1－5のパブリックコメントのほうでも、12ページの27に、子どもたちが安心して学べるソフト面の環境づくりも大切なのではないかというところで、区の考え方として、いただいた意見を踏まえ、関係部署との連携を図りながら、板橋区が選ばれるまちとなるよう都市づくりを推進してまいります、とあります。こういったことは、具体的にどのようなことが行われるということをイメージすればよろしいでしょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今いただいた御意見も、小学生の方とかいろいろな機会でもたまたまそういう御意見もいただいたりしております。都市づくりビジョンにつきましては、全般的な内容になってございます。都市づくりビジョンの、資料1-2のページにおきましては21ページにいろいろな個別計画が載ってございまして、そちらの計画と今年度策定する段階でも情報共有させていただいております。

今後につきましても、安心して過ごせる環境づくりというのはビジョンでも掲げてございますので、引き続き整合性を図りながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 例えば、このビジョンの簡略化したものを簡略化して子ども向けにしたものを小学校、中学校の教材で使うというような、そういう方向性の検討はできるのでしょうか。所管が違うと思うのですけれども。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 どういう形が一番伝わりやすいのかというのはあるかと思えますけれども、この今回の資料1-2は結構厚いものでもございまして、概要版のほうをお作りしようと思っております。その概要版のほうを今後いろいろな機会でお示しすべきなのか、もうちょっと簡単なものでお示したほうがいいのか、検討しながら各所管課のほうとも確認しながら情報提供等を行っていきたいと考えております。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 あと、207ページ、下の次の四角6なのですが、この最初の矢印で、専門家からの意見と職員育成とあります。職員育成のほうで、多様な主体との連携に基づく協働の都市づくりに対応できる区職員を育成します、とありますが、これもどのようなことをこちらとしてはイメージすればいいのかということ伺いたしたいと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 多様な主体なのですけれども、区の公共施設だけではなくて、区の中のいろいろな開発事業というのは9割以上は民間の施設になるかと思えます。その中で、民間事業者の方々にも区の出組などをお示ししながら、あと、区のほうでは都市づくり推進条例というものがございまして、その中で要望

や、場合によっては誘導ですとか、そういうことを行いながら、今回お示ししている板橋都市デザインというものを浸透させていきたいなど考えているところでございます。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 伺いたいのは、多様な主体との連携に基づくというところなのですが、けれども、こういったところというのは今、区のほうで主体的にこういったビジョンをつくっていくというところで養われていくというふうにお考えですか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 現在でも、地域のほうでもまちづくりを考えている団体がございまして、都市づくり推進条例の中でもまちづくり協議会というものが、例えば常盤台ですとか加賀のほうでも、そのほかの地域もございまして。そのような協議会とも連携を深めながら、もし新たにそういうほかの地域でも新たな団体をつくりたいというような状況があれば、そちらを支援しながら、各地域の特性に合ったまちづくりを支援していきたいなど考えておるところでございまして。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 あと、来年度、ユネスコ創造都市の申請に向けて区が動き出していくということなのですが、今回のビジョンのほうでそれに関連することってあるのでしょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今回、3つの都市像ということでお示しさせていただいておまして、その中で、彩る都市というところのキーワードにつきましては、特に板橋のブランド価値を高めるですとか、やっぱり歴史・文化を活かすというところの中で、その都市像の中で都市づくりビジョンとしては創造都市というところで関連しながら高めていきたいと考えてございます。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 あと、資料1-5のほう、パブリックコメントのほうの13ページなのですが、大山や高島平の再開発に伴い、立ち退きや廃業せざるを得ない人が多数出て来る。これについてこの区のほうでは、区の考え方を、「都市再生を進めている地区は、まちの大きな転換期であり、地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、より良い都市となるよう取り組んでいるところでご

ございます。」とありますが、こういったことについての受け止めがこれだと少し弱いのではないかなと思います。

そういった立ち退きをせざるを得ない人たちに対応するということではどのようなお考えがあるのかということ、もうちょっと詳しく言っていただければと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 各地域のまちの課題というところの中では、資料1-2のこの本編の厚いほうでございますけれども、エリア別の都市づくりの方針というのをお示しさせていただいております。その中でも、今回のパブリックコメントのことだけでは当然ないのですけれども、例えば107ページ、板橋・大山エリアでの課題をお示しさせていただいております。その課題も分野別に分けさせていただいております。板橋都市デザイン、グリーンインフラ、道路交通、住環境くらし、安心安全と、分野ごとの課題をお示ししながら、その後、今後の方針について、次ページ以降で御案内したりという形で、この都市づくりビジョンの中ではお示しさせていただいております。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 最後に、この全体的に社会包摂といいますか、誰も取りこぼさないという、そういった視点がいま一つ弱いのかなと思いますが、この中でどのあたりに示されているかということ伺いたと思います。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 資料1-2の厚いものでございまして、その中の32ページでございまして。また3つの都市像の話にはなるのですけれども、その中で支える都市という都市像の中で、安心・安全でしなやかな都市の実現というところの中で、今委員がおっしゃっていただいたような考え方を示させていただいているところがございます。具体的には、「だれもが健やかにくらし、」という文面にさせていただいております。

○議長 小柳委員。

○小柳委員 今回はもう遅いかもしれませんが、次の改定をするときはそのあたりのところの拡充も、社会包摂という視点の拡充もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 委員の意見等も参考にしながら、またいろんな機会で住民の方々ですとか、なるべくいろんな世代の方に意見をお聞きしながら、また10年後になるかと思えますけれども、作成していきたいと考えてございますので、その広い意見の中で調整したいと考えてございます。

○議長 いいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 御説明ありがとうございました。

すみません、1点だけちょっと確認をさせていただきたいのですが、第5章でエリア別都市づくりということで8つのエリアに分かれているところで、お示しされているこの8つの区分というのは、板橋区は18地域センター・管内があって、御承知のとおり、学びのエリアということで小中一貫的な教育を進めているということと、それから、育ちのエリアということで、小さい、未就学から就学児までというところの大きな計画と、それから、最後は地域包括というところで、地域包括とのエリア圏域ということがあって、2035で基本計画の中で8つの分野と連携をしているということになると、これ全部ちゃんとほかの計画も含めて、板橋区全体がこの8つのエリアで今後しっかりと未来を見据えてまちづくりをしていくんだという共通認識は取れているのですか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 今、委員の御質問のところでございまして、18のエリアというところは認識してございまして、そこを基本としながら、状況が近いエリアはくっつけさせていただいた状況がございまして、ベースは、その18の地域センターの中で似たような地域でまとめて、今回の8エリアという表現をさせていただいているところではございます。

○議長 田中委員。

○田中委員 何かちょっと心もとないですね。このハードのベースがしっかりしていないと、その後の行政事業のサービスというのをまた組み合わせていかなければ、まちづくりってしっかりと展開していかないというふうにやっぱり思

うのですよ。そこがぶれているとあまりその、計画上エリアは分けているけれども実質上は別に実務的ではないということになると、なかなか未来を想像し難いというところになっていくと思うのですけれども、そこはいかがですか。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 そのあたりは102ページ、資料1-2の分厚い資料になりまして、そこに102ページにエリア区分の考え方というものをお示しさせていただいております、今言った地域センターの考え方は当然取り入れながら、道路の関係ですとか駅の利用の関係、あと、地域のコミュニティも当然ありますので、それらも考えながら組み合わせていただいております。

それ以外でも、グリーンプランですとか住宅マスタープラン等につきましてもこの8つのエリアを考えながら、同じような考えでお示しさせていただいております、このような考え方の中で8つのエリアを決めさせていただいております。

○議長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

お考えは分かりました。ただ、都市計画系の連携だけにとどまらず、ぜひ地域包括とか、それから学び・育ちも含めたそれぞれのプラン、それから災害・防災のほうのプラン等含めて、合わせてこの8エリアがしっかりと基点となって、いろんな行政サービス、それから行政需要に対するしっかりとした対応ができるというようなその、しっかりとまとめ上げていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長 ほかにはいかがですか。

よろしいですか。

パブリックコメントも行って、それで今日、資料1-5ということでその紹介もありましたけれども、都市計画審議会に対してもこれまで段階を追って、案が煮詰まるその段階を追って報告をいただいたりして、そして今日につながっているということでございます。

基本構想を踏まえつつ、新しい都市デザインの考え方といったことを今回盛り込んで、さっき包摂というお話もありましたけれども、決して包摂という言葉

葉が書いてなくても、考え方としては多分区民と一緒にあって、しかも、その区民というものもいろいろな世代の区民、そして障がい者や何かも含めて、健全者も含めて一緒にあってやっていこうという、そういう根底に流れる考え方は様々感じ取れる、そういうビジョンでもあると思います。

今回、こういった形で1つ、これからのまちづくりの一番基本になるような考え方を区としてもまとめて、積極的にこうした考え方に基づくまちづくりを進めていこうという、そういう意欲の下で作成されたビジョン、都市計画マスタープランであるというふうに思います。

そういったことで、今回、都市づくり推進条例に基づいて都市計画審議会に付議され、いろいろ今も御意見ありました。そういった御意見についても引き続き区のほうでは検討を加えつつ、考え方を盛り込めるようなものについてはこの10年間の間でそれを盛り込んでいくような、そういう努力もしていただきつつ、現時点でこの都市づくりビジョン、まとめていただいた板橋区都市づくりビジョンについて、この案によって決めていくということに御賛成いただけますでしょうか。反対の意見はなかったのですが、皆さんの御賛同があれば承認されたということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ありがとうございます。

それでは、付議された板橋区都市づくりビジョン改定案は、これについて異議なしということで、本都市計画審議会としては答申をすることにしたいというふうに思います。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項1、第205回板橋区都市計画審議会報告事項「加賀史跡公園及び板橋緑地に係る都市計画」について、所管課より説明をお願いします。

○公園整備担当課長 土木部公園整備担当課長の志村でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日は、前回の第205回都市計画審議会で報告させていただきました加賀史跡公園及び板橋緑地に関する都市計画変更案につきまして、資料2-1のとおり報告資料に記載の誤りがございましたので、それらの概要を説明させていただきたく、お時間を頂戴しております。

都市計画審議会委員の皆様には、十分な確認を行わなかったことにより誤った内容による報告を行ってしまい、誠に申し訳ございませんでした。

資料2-1を御覧になってください。

本資料の上段にありますとおり、前回の都市計画審議会報告後の本年2月26日に報告資料の記載の誤りが発覚し、準備期間が確保できなかったことから、本日の都市計画審議会では誤って報告した内容の概要と原因について御報告させていただきたいと思っております。なお、次回の第207回都市計画審議会において、改めて訂正した都市計画図書の一式の資料を用いて都市計画変更の内容を御報告する予定でございます。

資料に沿って御報告させていただきます。

項番1「本報告事項の主な訂正内容」でございます。正誤表を御覧になってください。

前回の都市計画審議会では誤って報告した主な内容は、板橋緑地の都市計画変更後の面積となります。前回の都市計画審議会の資料では、板橋緑地の変更後の面積を「約13.8ha」と記載して報告いたしましたが、正しくは「約14.2ha」となります。誤った数字で報告してしまい、申し訳ございませんでした。

続いて、項番2「記載の誤りが生じた主な理由」でございます。板橋緑地の全体面積の算出には、東京都から提供を受けたGISデータを用いております。このGISデータは、板橋緑地の都市計画区域の情報を内包する地理情報システムデータであり、このGISデータから板橋緑地の区域の面積を算出しております。板橋緑地の区域は東西の2つに分かれており、それぞれの区域の面積を合計することで板橋緑地全体の区域としております。東京都から受領したGISデータの面積をエクセルなどに直接データ変換することが不可能であったので、東西2つの区域の面積をそれぞれ画面上で表示させて目視で読み取った上で、電卓を使って計算して算出したものでございます。GISデータを目視により読み取る際に見間違いが生じ、誤った数値を用いて合算した結果、板橋緑地の面積に誤りが生じてしまいました。

都市計画審議会への報告を終えて、都市計画法第19条に基づく東京都との協議の実施に当たって改めて数値の確認を行ったところ、誤りが発覚いたしました。

目視した数値を用いて電卓により手計算を行い面積を算出するという人為的なミスを引きやすい工程での作業にもかかわらず、面積算出の計算の過程を十分に確認しないまま都市計画図書を作成するというチェック体制の不備が、今回の記載の誤りを発生させる主な原因となりました。

今後の再発防止対策といたしましては、主に2つの対策を考えています。

面積算出の計算の過程を十分に確認しないまま都市計画図書を作成するというチェック体制の不備の反省点に対して、面積をはじめとする都市計画図書に関わる内容については、担当者での確実なダブルチェックの実施はさることながら、庁内や東京都との都市計画協議の段階においても、可視化した資料を基に協議を行うことで多角的な視点から正確な都市計画図書の作成を目指してまいります。

加えて、今後、面積求積資料については、その根拠となる計測範囲と面積数値を示した計算前のオリジナルデータ等を用いて決裁文書に添付することなどをルール化し、計算過程を可視化し、組織としてチェック体制の構築を徹底していく所存でございます。

最後に、項番3「これまでの経緯及び今後のスケジュール」でございます。

誤りが発覚するまでの経緯と今後のスケジュールとなりますが、資料にもありますとおり、令和7年10月から令和8年1月までは、誤った内容である都市計画原案を区民の住民の方々に周知しており、その結果を都市計画審議会委員の皆様へ報告してしまいました。そのため、本日の都市計画審議会にて誤りの概要を報告した上で、来月の令和8年4月には訂正した板橋緑地の都市計画原案について改めて公告・縦覧、説明会を実施する予定としております。

令和8年5月の都市計画審議会では、訂正した内容での都市計画原案の縦覧結果などを含め、訂正後の板橋緑地における都市計画変更の内容を御報告いたします。

令和8年9月の都市計画審議会では、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧、意見書受付の結果も含めて、都市計画変更案について付議させていただく予定であり、当初予定していた令和8年10月に都市計画決定が完了する見込みでございます。

資料の説明としては以上となりますが、繰り返しとなりますが、委員の皆様

に報告を承る都市計画審議会という場において、十分な確認を行わなかったことにより誤った内容による報告をしてしまい、区の都市計画事業全体の信用を失いかねない事態になってしまったこと、誠に申し訳ございませんでした。このような事態を繰り返さないためにも、再発防止に努めたいと考えております。報告は以上でございます。

○議長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお受けいたします。御意見、御質問がございましたら挙手をお願いします。

おばた委員。

○おばた委員 じゃ、1点だけ。今後のスケジュールで、4月頃にこの説明会というのがあるのですが、どういった範囲で広報して、どういった説明、何回行うのかとか、場所ですとか、そういった部分の概要をお伺いしたいのと、この説明会はこの面積のことに対する説明会なのか、それ以外も踏まえたことなのか、内容についてお伺いします。

○議長 公園整備担当課長。

○公園整備担当課長 公園整備担当課長でございます。

説明会ですけれども、前回同様に加賀スポーツセンターにおいて、これから具体的な日にち等については周知させていただきますが、1日確保して説明会をさせていただく予定でございます。前回も同様に、町会の方々だったりとか広報いたばしだったりとか現地掲示等を行いながら周知を行いましたので、そのような形でさせていただこうと考えております。また、内容に関しましては、今回の訂正の内容、面積の内容というところの訂正の内容のみということで、具体的な整備内容とかそういったことはまた別の機会ということになります。

○議長 ほかにはいかがですか。

特にないようですので、本件は報告事項でございますので報告を承ったということにいたしますが、ただいまの説明にもありましたように単純な計算ミスでこの都市計画審議会の報告内容が誤っていた、また、前段の原案の説明会などでも誤っていたという、そういう事態が生じてしまったということで、そういうことが今後あってはならないわけでございます。ただいま説明がありましたように、これまでのチェック体制、これを見直して、今後こうした誤りがないようにしっかりと精査した上でこういう都市計画の手続を進めるというこ

とを誓っていただいたわけでありますので、ぜひそういうことでこれからミスのない手続を進めるように区のほうにはお願いしたいと思えます。

また次回の都市計画審議会に報告いただくということでもありますが、そのときには、精査いただいた上での正確な資料を用いて実施されるようお願いをしたいというふうに思えます。

これで本日予定されておりました議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第206回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。

午後2時43分閉会